

土地の売買をする方へ

長野市都市整備部都市計画課



こんなとき、市役所へ届出が必要です。

土地は限られた貴重な資源であり、私たちの生活や産業経済活動の共通の基盤です。

また、住み良いまちづくりの基礎となるものです。このことから、一定の条件に該当する土地の売買の際には、届出が必要になります。

—土地を譲渡する場合—

下記に該当する土地を有償で譲渡するときは、**事前に**「公有地の拡大の推進に関する法律」（公拡法）に基づく届出が必要です。

○届出者 土地の譲渡者（売主）

○届出が必要な土地

- ・都市計画施設等の区域内にある土地（200㎡未満は除く）
- ・市街化区域で5,000㎡以上の土地（市街化調整区域は適用外）
- ・飯綱高原都市計画区域で10,000㎡以上の土地

○届出先 都市計画課（第二庁舎 5階） 電話 224-5050

—土地を取得した場合—

下記に該当する土地を取得したときは、国土利用計画法（国土法）に基づく届出が必要です。

○届出者 土地の取得者（買主）

○届出が必要な土地

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化調整区域 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外 10,000㎡以上

○お問い合わせ先 企画課（第一庁舎 6階） 電話 224-5010

《注意》

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合には、法律に基づき処罰されることがあります。届出の対象となる事案など、ご不明な点は、お問い合わせください。